

浜松市告示第782号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、浜松市会計規則（昭和39年浜松市規則第7号）第17条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年12月11日

浜松市長 鈴木 康友

記

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

静銀ディーシーカード株式会社 静岡県静岡市清水区草薙1丁目13番10号

株式会社ジェーシービー 東京都港区南青山5丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定代理納付者に納付させる歳入

(1) 浜松市中区区民生活課においては、次に掲げる交付手数料

- 一 住民票の写し
- 二 住民票記載事項証明書
- 三 印鑑登録証明書
- 四 課税・所得・納税・法人所在地証明書

(2) 浜松市博物館においては、次に掲げる料金又は代金

- 一 観覧料（入館料）
- 二 物販代金
- 三 体験事業受講料

3 指定の期間

令和2年12月18日から令和3年2月28日まで